## 農用地利用集積等促進計画

	土地の表示									地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利						-	(十書	契約の状況					
農地番号	市町村	大字	字	地番	登記 地目	思 現況 内 <sup>3</sup> 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	借受経営体の名 称 経営体 の区分 (注2)	体分別の気質の気質の気質の気質の気質の気質の気質を変われる。	付書 省略 区分 注3)	新規	更新	付替	地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
1	境港市	渡町	字松中	567-2	畑	畑	普通畑	495	495	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	R5.6.1	R8.5.31	3	0	C	松本 朗治 ①		-	0				1	
2	境港市	渡町	字松中	568	畑	畑	普通畑	720	720	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	松本 朗治 ①		-	0				1	
3	境港市	渡町	字松中	571	畑	畑	普通畑	310	310	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	松本 朗治 ①		-	0				1	
4	境港市	渡町	字松中	571-2	畑	畑	普通畑	370	370	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	R5.6.1	R8.5.31	3	0	0	松本 朗治 ①		-	0				1	
5	境港市	渡町	字下大曾根	1573	畑	畑	普通畑	1,067	1,067	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	10,670	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	10,670	河岡農園 株式会社	E	3.C	0				1	
6	境港市	渡町	字下大曾根	1576	畑	畑	普通畑	1,084	1,084	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	10,840	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	10,840	河岡農園 株式会社	E	3.C	0				1	
7	境港市	渡町	字下大曾根	1577-1	畑	畑	普通畑	799	799	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	7,990	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	7,990	河岡農園 株式会社	E	3.C	0				1	
8	境港市	中野町	字上中原	2476-1	畑	畑	普通畑	890	890	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	8,900	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	8,900	河岡農園 株式会社	E	3.C	0				1	
9	境港市	森岡町	字大見山	1227	畑	畑	普通畑	1,201	1,201	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	12,010	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	12,010	佐久川 武志 ①		-	0				1	
10	境港市	福定町	字柳田	1147-1	畑	畑	普通畑	472	472	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	4,720	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	4,720	角達之		-			0		1	
11	境港市	福定町	字柳田	1148-1	畑	畑	普通畑	450	450	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	4,500	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	4,500	角達之		-			0		1	
12	境港市	中野町	字下柳田	2267-1	田	田	水田	1,051	1,051	R5.6.1	R10.5.31	5	8,800	9,248	R5.6.1	R10.5.31	5	8,800	9,248	一般財団法人境港市農業公社		В	0				1	
13	境港市	竹内町	字治郎兵衛原	2525	畑	畑	普通畑	1,292	1,292	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	12,920	R5.6.1	R10.5.31	5	10,000	12,920	コーワ建設有限会社		В	0				1	

## ○注記ごとに該当する記号を記載

- 注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。
- 注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他
- 注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。
- 注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。